さいたま市民レポート for Sustainable City

saitama shimin report
No.47

発 行 日　2010 年 1 月 12 日
編集責任　さいたま市議会議員　土井裕之

tel　048-886-2858
fax　048-873-3446
E-mail　doi@doih.net
HP　http://doih.net

FROM EDITOR

自宅の老婆猫が行方不明に。家族総出で探したところ、近所のアパートの壁に向かってたたずんでいるのを発見。猫の認知症でした。目は白内障、耳は聞こえないようですが、鼻は利くようで、食欲は相変わらず。思えば、自宅で生まれてから約 20 年。人間で言えば、85 歳くらいで介護猫となりました。

BEFORE

1 月 13 日：会派会議
1 月 14-15 日：議会運営委員会視察
（三重県・京都市）
1 月 15 日：南区自治連合会新年会
1 月 16 日：研修「社会的起業について」
講師ロザンヌ・ハガティ氏
1 月 17 日：危機管理セミナー

AFTER

1 月　4 日：新年名刺交換会
1 月　5 日：会派研修「議会運営」
野村稔氏
1 月　8 日：議会運営委員会
議運理事会
1 月 10 日：消防出初め式
1 月 11 日：成人式

2 月議会は 2 月 9 日から 3 月 19 日までの予定です。

編集責任
さいたま市議会議員
土井裕之

所属会派　：民主党・無所属の会さいたま市議団
所属委員会：市民生活常任委員会（委員長）
議会運営委員会（理事）・決算特別委員会
見沼田圃将来ビジョン特別委員会

profile: 1971 年，旧浦和生まれ。川口北高校卒業。1999 年より浦和市議を 2 年勤め、3 市合併の際，辞職。2003 年・2007 年さいたま市議に当選。 2008 年、明治大学公共政策大学院卒業。無所属で活動中。

機能する議会へ

議決権をどこまで拡大するか

議会の権限は地方自治法で定められています。（資料参照）

実は、これ以外にも自前の決定により権限を拡大できる条文があります。「96 条 2 項」と呼ばれています。

地方自治法　第 96 条

2　前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

これまで議会が市長に対し、馴れ合っていたため、議決の範囲は狭いものとなっていましたが、新市長が誕生し、その市長を応援した私たちが是々非々で対応する方針で臨んでいるため、議会は適切な権限を拡大する方向に向けて、議会運営委員会において議論を始めました。

議会運営委員会の理事という重責を担う私は、有識者の野村稔さんを招いた会派研修を主催するなど準備を進めています。

資料

議会の主な権限

・議決権　（主なもの）

1. 条例の制定、改正、廃止をすること
2. 予算を定めること
3. 決算を認定すること
4. 市の税金の賦課徴収、分担金、使用料、加入金、手数料などの徴収に関すること
5. ３億円以上の工事などの契約を締結すること
6. 市の財産を交換したり、譲渡したり、貸し付けること
7. ８千万円以上の財産の取得や処分を決めること
8. その他、法律や条例などにより市議会の権限とされている事項

・選挙権
・同意権
・検査権と調査権
・意見表明権
・請願の受理

―さいたま市 HP より抜粋

予算編成

市長査定はじまる

市長は、1 月 6 日から 14 日まで、今年 4 月 1 日以降の平成 22 年度予算案の査定に臨んでいます。現在公表された数値は、不況が長引いているため、約 100 億円の市税収入が不足する一方、各担当者の予算要求の合計額は、生活保護費などの急増のため前年比 528 億円の増。収入と支出を差し引くと、約 488 億円の財源不足となっています。

市長は昨年 12 月に提示した「しあわせ倍増プラン 2009」で 4 年で 100 事業、1 年で 25 事業廃止すると表明しており、その廃止と財源不足への対応が同時に行なわれることが予想されています。2 月 9 日から始まる議会に備え、市長査定の動向を見守りつつ、議会サイドとして予算の精査のための準備を進めています。